

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉事業団 次世代育成対策法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1：年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

<対策>

令和8年4月～ システム等の客観的な記録により、年次有給休暇の取得状況を把握する。

令和8年4月～ 年次有給休暇の取得に向けて、取得率の低い職員に対し啓発活動を図る。

目標2：雇用管理区分ごとの残業時間を現状の月平均より10%以上削減する。

<対策>

令和8年4月～ システム等の客観的な記録により、残業時間の実態を把握する。

令和8年4月～ 計画的な業務遂行及び適正な業務配分により、残業時間の抑制を図る。

令和8年4月～ DX推進等を計画的に実施し、業務効率化による職員の負担軽減を図る。

目標3：男性の育児休業取得率を50%以上とする。

<対策>

令和8年4月～ 育児休業（出生時育児休業含む）及び育児目的休暇の制度内容について職員への周知に努め、取得促進を図る。

令和8年4月～ 対象職員を把握し、個別面談で意向確認し、取得を促す。

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉事業団 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間
- 2 目標と取組内容・実施時期

目標1：年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

<対策>

令和8年4月～ システム等の客観的な記録により、年次有給休暇の取得状況を把握する。

令和8年4月～ 年次有給休暇の取得に向けて、取得率の低い職員に対し啓発活動を図る。

目標2：雇用管理区分ごとの残業時間を現状の月平均より10%以上削減する。

<対策>

令和8年4月～ システム等の客観的な記録により、残業時間の実態を把握する。

令和8年4月～ 計画的な業務遂行及び適正な業務配分により、残業時間の抑制を図る。

令和8年4月～ DX推進等を計画的に実施し、業務効率化による職員の負担軽減を図る。

目標3：育休取得者とその上司を対象とした復職研修を100%実施する。

<対策>

令和8年4月～ 育休復職予定者及び復職者とその上司を対象とした制度利用者の能力開発やキャリア形成支援研修を行う。